(3)　事業計画の合理性

本件事業は、発生が懸念される南海トラフ巨大地震発生後の津波の遡上等による浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害の軽減を図ることを主な目的として樋門を改築する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、近接改築案（以下「申請案」という。）及び現況位置改築案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、排水方向が本川の流水方向に対して直角となり排水が適切に行われること、堤防法線が堤内側に湾曲していることによる水衝部が解消されること、河川改変面積が少なく河川環境に与える影響が小さいこと、既設樋門を利用しながら施工が可能であるため施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び一級河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、南海トラフ巨大地震発生後の津波の遡上等による浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保護するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、徳島市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　徳島県徳島市役所

○国土交通省告示第二百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤坂沢

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県魚沼市大白川字上ツクタキ下ツクタキ一ツ橋八八七番二〇地内四等三角点岩山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第二千二百十六号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一五八度三五分五六秒　一号

一四七一・三一一メートルの地点

標柱一号から三三九度二〇分四九秒　二号

一八九・六二四メートルの地点

標柱二号から三二〇度二八分五八秒　三号

一〇四・〇一〇メートルの地点

標柱三号から三五二度〇六分四四秒　四号

一七二・六九六メートルの地点

標柱四号から三二八度一九分五九秒　五号

二八五・八九二メートルの地点

標柱五号から三四二度五〇分二六秒　六号

八六・〇二四メートルの地点

標柱六号から三五二度三八分一五秒　七号

二一七・一九二メートルの地点

標柱七号から三度三六分一五秒　八号

一九二・九六五メートルの地点

標柱八号から六一度〇四分二四秒　九号

九五・五六三メートルの地点

標柱九号から一一四度三五分二三秒　十号

九六・九六〇メートルの地点

標柱十号から一三一度四一分五三秒　十一号

二六七・四一七メートルの地点

標柱十一号から一六六度四二分二一秒　十二号

一一二・五八九メートルの地点

標柱十二号から一四六度一三分〇三秒　十三号

一一一・八八七メートルの地点

標柱十三号から一九五度一〇分〇九秒　十四号

八〇・三一九メートルの地点

標柱十四号から二一五度三一分三五秒　十五号

六九・六六八メートルの地点

標柱十五号から一三〇度三九分一六秒　十六号

六二・九六四メートルの地点

標柱十六号から二五五度一一分一〇秒　十七号

五二・六五二メートルの地点

標柱十七号から一八七度二九分二四秒　十八号

一〇五・七八〇メートルの地点

標柱十八号から一六〇度三三分〇一秒　十九号

一五五・三六九メートルの地点

標柱十九号から一八五度〇七分三〇秒　二十号

三一二・四六七メートルの地点

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中津川

三　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十七年建設省告示第千九十七号で指定した中津川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県中魚沼郡津南町大字秋成

一〇四四五番二から一〇四四五番四まで

一〇五〇〇番二

一〇五〇一番二

一〇五〇二番二

新潟県中魚沼郡津南町大字大赤沢

丁一番二

丁二番二

新潟県中魚沼郡津南町大字結東

子八五八番四

子九一八番二

子九五八番一及び子九五八番二

子九六二番五

寅一四一番二

ロ　新潟県中魚沼郡津南町大字結東子八五八番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和二十七年建設省告示第千九十七号で指定した中津川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一〇二度二三分〇三秒　一号

三〇四・七五〇メートルの地点

標柱一号から二〇〇度一九分二四秒　二号

六八・九四二メートルの地点

標柱二号から二一四度三三分〇〇秒　三号

一〇八・〇五〇メートルの地点

標柱三号から三三六度四一分五七秒　四号

八六・六三九メートルの地点

標柱四号から五七度五五分二六秒　五号

九〇・八五四メートルの地点

○国土交通省告示第二百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂の谷

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和五十四年建設省告示第千七十七号で指定した同号三に掲げる土地の区域及び昭和六十年建設省告示第九百八十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）